

---

---

## 資料編

---

---

## 最終報告（抜粋）

平成9年12月3日  
行政改革会議

### II 内閣機能の強化

#### 4 内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化

##### (3) 内閣府

##### ② 組織の在り方

##### オ 外局

防衛庁、国家公安委員会及び金融監督庁を置く。

##### ⑩ 内閣府に置かれる外局

##### ウ 金融監督庁

- 金融監督庁の名称、任務等については、今後検討する。
- 現行の各省共管とされている金融検査・監督業務については、金融監督庁に一元化する。
- 現行の大蔵省等との共同省令を廃止し、単独省令化する。

### III 新たな中央省庁の在り方

#### 2 省の編成

##### (3) 具体的編成

##### ④ 財務省

##### ア 任務・行政目的

- ・ 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、今後検討。

##### イ 主要な行政機能

- ・ 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、今後検討。

##### ウ 機能・政策の在り方の見直し

##### b 金融制度改革の推進

- 「金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案」については、今後検討。

中央省庁等改革基本法 (抜粋)

(内閣府の基本的な性格及び任務)

第十条 内閣府は、内閣に、内閣総理大臣を長とする行政機関として置かれるものとし、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行い、内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理し、並びに内閣総理大臣を主任の大臣とする外局を置く機関とするものとする。

6 金融庁は、内閣府に、その外局として置くものとし、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえ、金融監督庁を改組して編成するものとする。

一 国内金融に関する企画立案(第二十条第八号に定めるところにより財務省が担うものを除く。)を担うこと。

二 金融については、基本的に市場の自主性及び自律性にゆだね、行政の関与は必要最小限のものに限ること。

三 金融監督庁が各省と共同で所管している金融に関する検査及び監督の業務については、金融庁に一元化すること。

四 関係法律に基づく命令の立案に関する事務で金融監督庁と大蔵省等とが共同で所管しているものについては、できる限り単独で所管すること。

五 金融庁の地方組織の在り方について検討すること。

8 内閣官房長官は、内閣府(防衛庁及び国家公安委員会を除く。)の事務を統轄し、その職員の服務を統督するものとする。

(担当大臣)

第十一条 内閣府の任務のうち国政上重要な特定の事項に関する企画立案及び総合調整について、国務大臣に、これを担当させることができるものとする。この場合において、当該国務大臣に強力な調整のための権限を付与するとともに、併せて、当該国務大臣がその任務を円滑に遂行することができるようにするため、関係する国の行政機関の間における協議及び調整の仕組みを整備するものとする。

2 沖縄対策及び北方対策については、前項の国務大臣に担当させるものとする。

3 金融庁が所管する事項については、第一項の国務大臣に担当させるものとする。

(内閣府の組織の在り方)

第十二条 (略)

4 金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する重要事項を審議するため、内閣府に、内閣総理大臣、財務大臣、前条第三項の担当大臣、金融庁長官、日本銀行総裁等によって構成される合議制の機関を置くものとする。

(財務省の編成方針)

第二十条 財務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

八 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、その範囲を明確に定めるとともに、これに配置する職員の数は、必要最小限のものとする。



## 金融庁の概要

・平成13年1月（全体の中央省庁等改革時）

### 金融庁の設置

金融再生委員会を廃止し、内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、金融庁を設置する。

（金融庁設置法第二条第一項）

（注）「第四十九条第三項の規定」は、委員会及び庁の設置に関する規定。

### 特命担当大臣の設置

金融庁の所管事項を担当する特命担当大臣を、全体の中央省庁再編時以降、設置することとする（必置）。

（参考）内閣府設置法

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（注）「第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務」は、金融庁の所掌事務等。

「第九条第一項の規定」は、特命担当大臣の設置根拠規定。

### 金融庁の任務

金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

（金融庁設置法第三条）

### 金融庁の所掌事務（抜粋）

- ・ 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。
- ・ 民間金融機関等の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

- ・ 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。
- ・ 公認会計士、会計士補及び監査法人に関すること。
- ・ 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- ・ 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- ・ 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- ・ 民間金融機関等の検査その他の監督に関すること。

等

(注)「民間金融機関等」とは、次のとおり。

- イ 銀行業、信託業又は無尽業を営む者、ロ 銀行持株会社、・・・
- ホ 生命保険業又は損害保険業を営む者、リ 証券業を営む者、・・・
- ワ 証券取引所、・・・ ソ 貸金業を営む者、・・・

### 金融庁に置かれる審議会等

- ・ 証券取引等監視委員会
- ・ 金融審議会
- ・ 自動車損害賠償責任保険審議会
- ・ 公認会計士審査会
- ・ 企業会計審議会

(注)上記のほか、金融再生委員会の事務の金融庁への移管にあわせ、株価算定委員会が時限的に金融庁に設置される。

### 金融庁の内部部局

金融行政の重要性等から金融庁の事務を掌理させるために特命担当大臣を置くことにかんがみ、金融庁に、「総務企画局」、「検査局」、「監督局」の3局を設置することとする。

(中央省庁等改革のための内閣関係政令の整備に関する政令)

### 金融危機対応会議の設置

内閣府に、特別の機関として、「金融危機対応会議」を設置する。

(参考)内閣府設置法

第四十条 本府に、...金融危機対応会議を置く。

第四十二条 金融危機対応会議は、内閣総理大臣の諮問に応じ、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する方針その他

の重要事項について審議し、及びこれに基づき関係行政機関の施策の実施を推進する事務をつかさどる。

二 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。

三 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

四 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 第十一条の特命担当大臣

三 金融庁長官

四 財務大臣

五 日本銀行総裁

五 議長は、必要があると認めるときは、...関係大臣その他の関係行政機関の長を、...臨時に会議に参加させることができる。

・平成12年7月（金融庁設置時）

## 金融庁の設置

全体の中央省庁等再編（平成13年1月）に先行して、金融再生委員会に、金融監督庁を改組して金融庁を置くこととする。

（金融再生委員会設置法第十六条）

## 所掌事務の整備

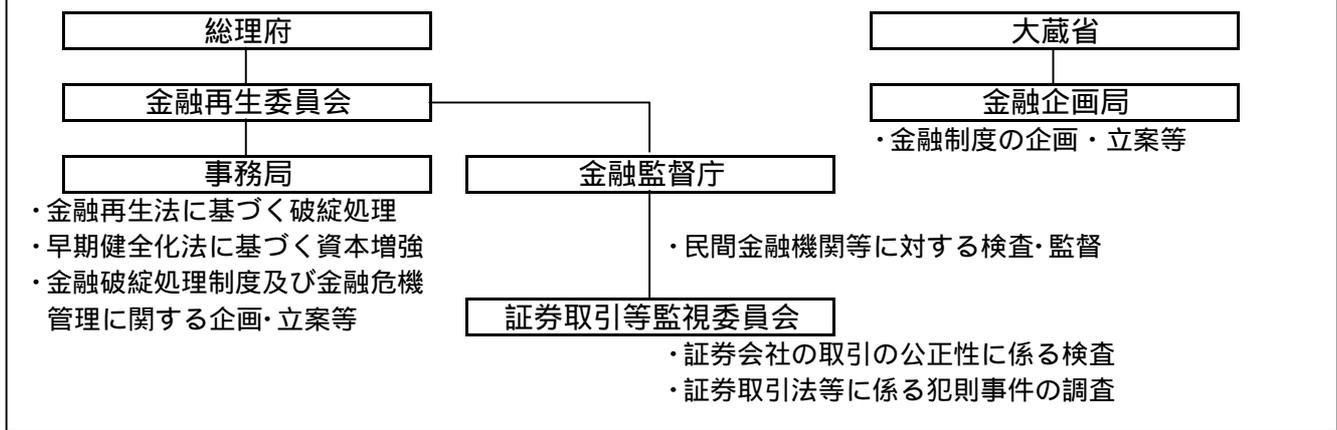
国内金融に関する制度の調査、企画及び立案等を金融再生委員会の所掌事務とした上で、金融庁に委任する。（このうち金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものについては、金融再生委員会の権限として残る。）

## 金融庁の内部部局

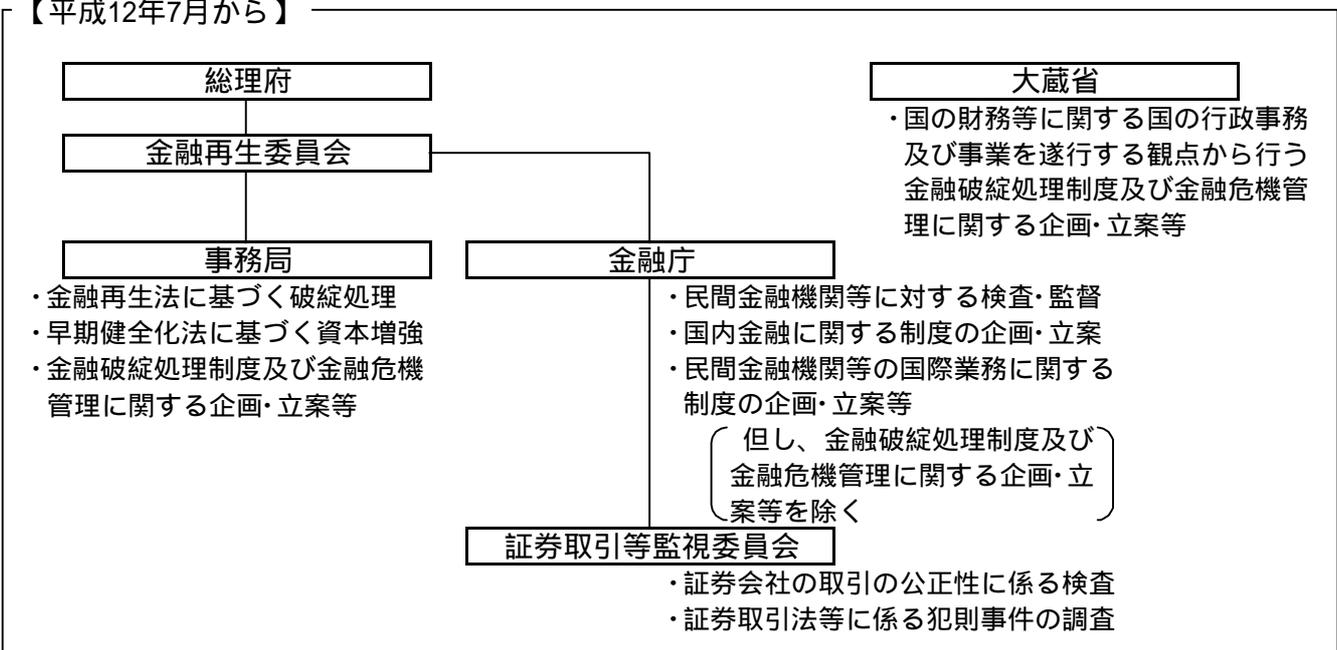
金融監督庁の長官官房・検査部・監督部の体制を改め、総務企画部、検査部、監督部を設置することとする。

## 金融行政機構の推移

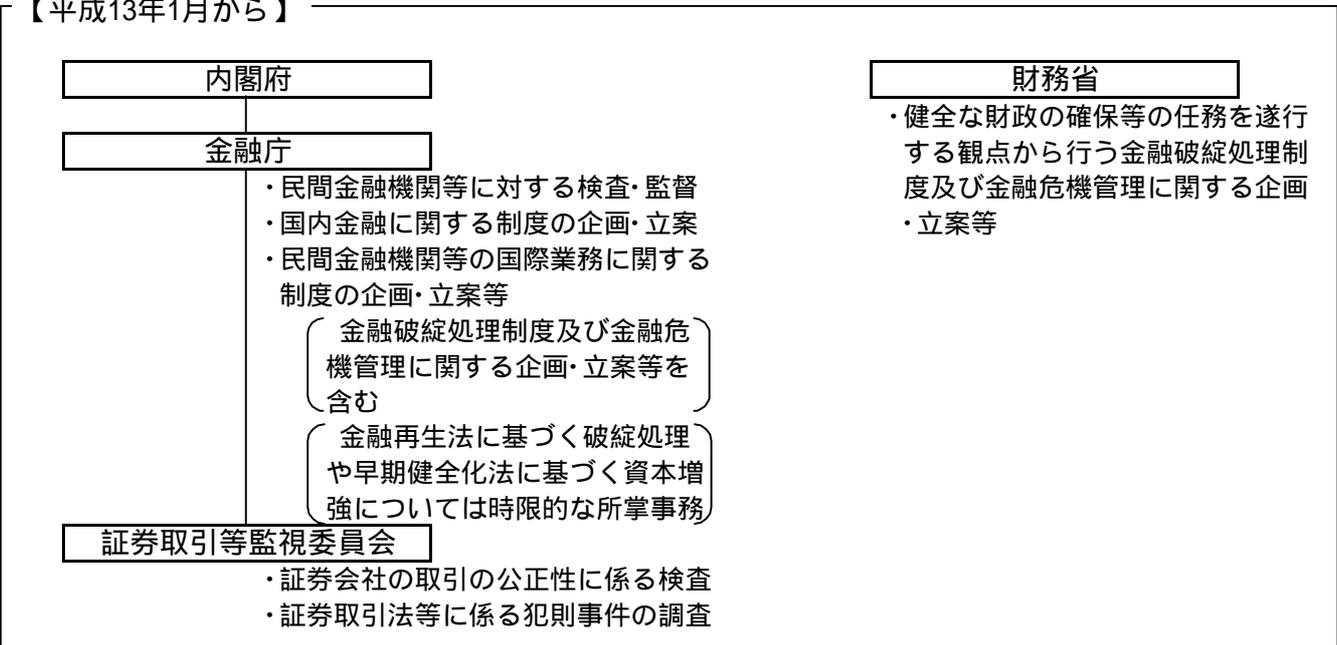
### 【現行】



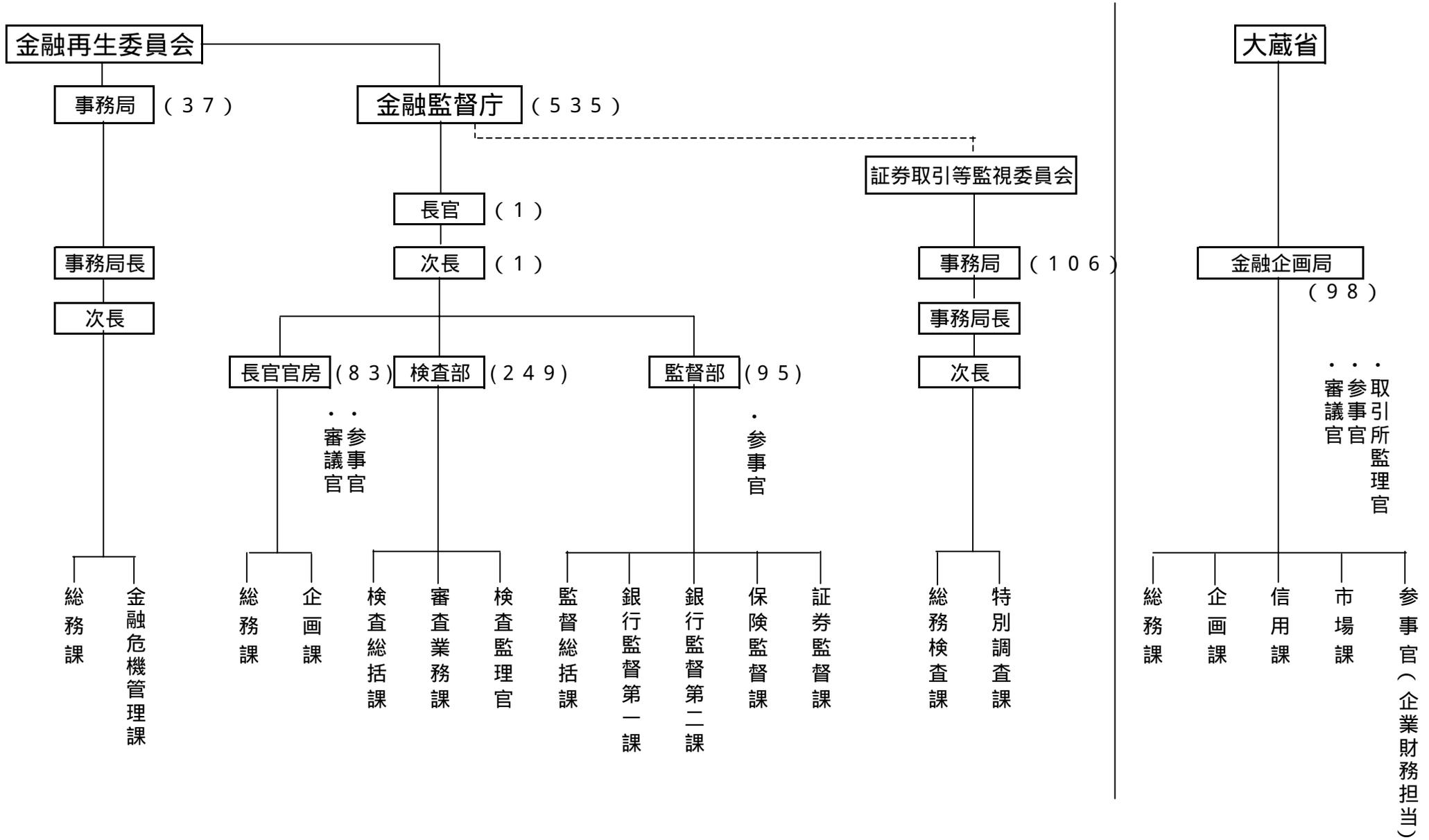
### 【平成12年7月から】



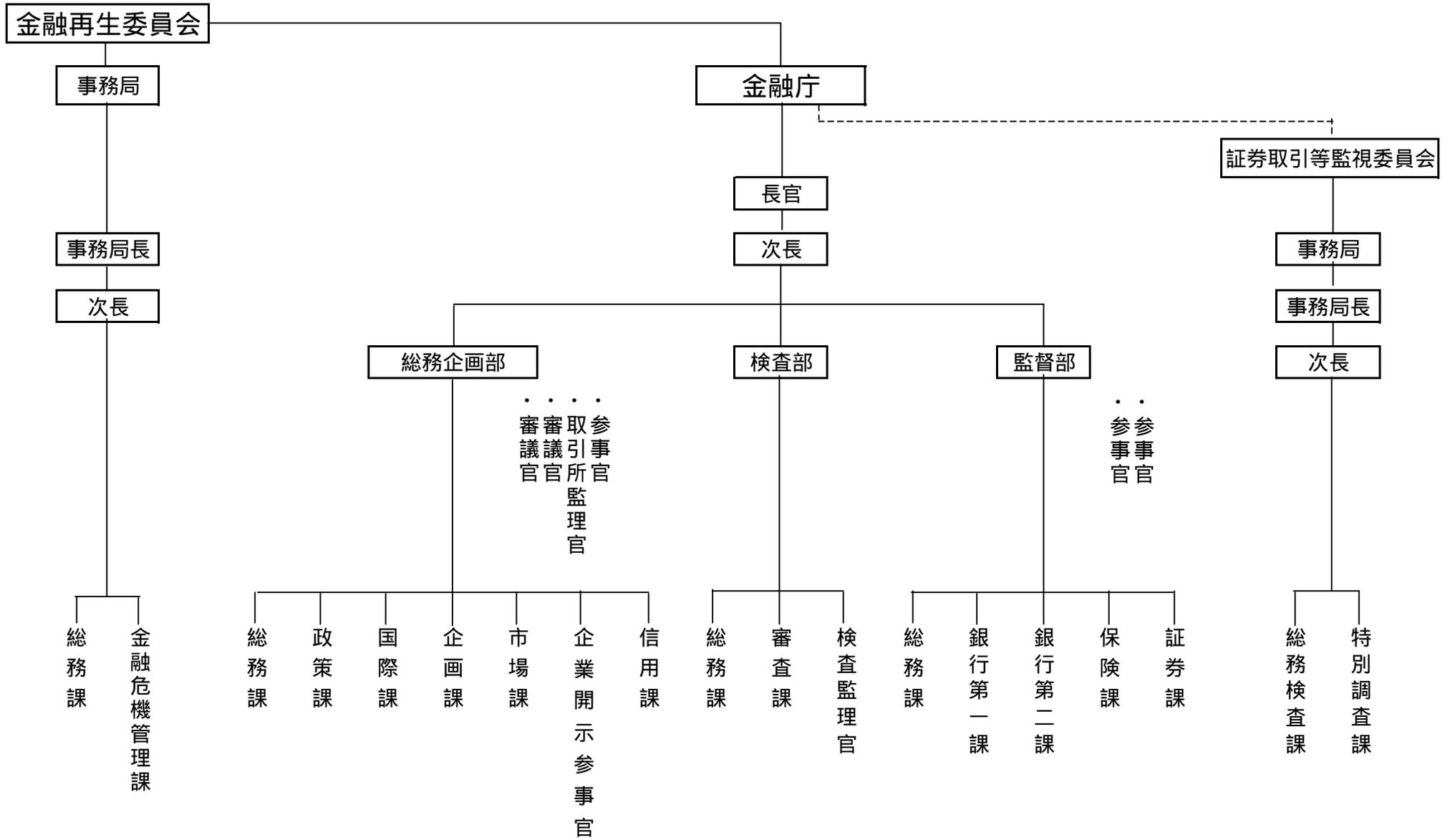
### 【平成13年1月から】



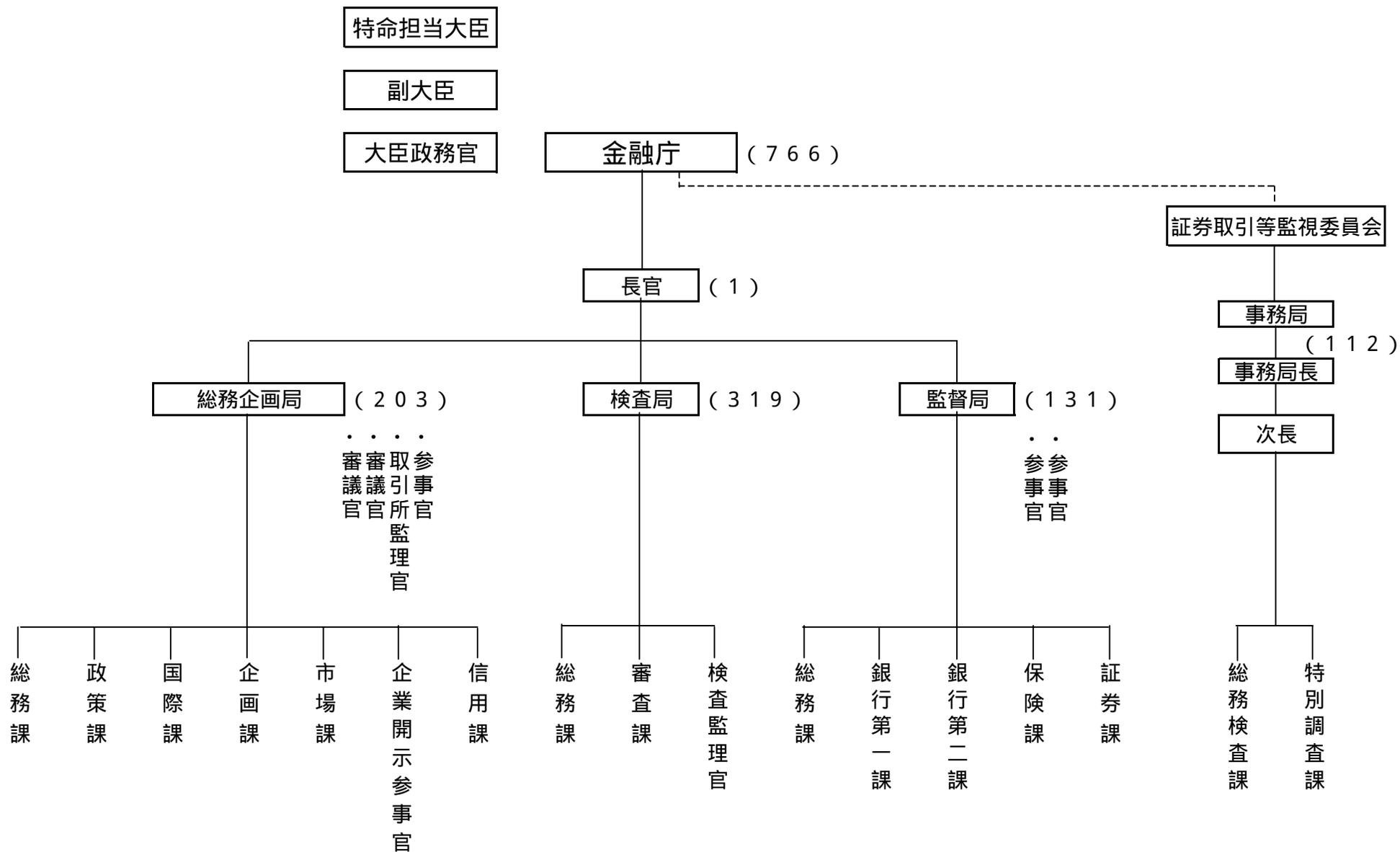
# 金融監督庁の組織



# 金融庁の組織 (12年7月時点)



# 金融庁の組織 (13年1月時点)



(注) 1.内閣府に置かれる副大臣及び大臣政務官の職務の範囲は、内閣総理大臣が定めるところによる。  
 2.( )内は平成12年度増員後の定員

平成 11 年 6 月 22 日の記者会見における長官発言骨子  
(金融監督庁 2 年目の基本方針と課題)

金融行政の課題

金融システムは、経済活動の基盤をなすものであり、内外から高い信認を得ていることが重要である。預金等の全額保護という特例措置の適用期限である 2001 年 3 月まで残すところ 2 年弱となり、我が国金融システムの安定性と信頼性を高めるという課題は、さらに重要性を増している。

また、我が国金融市場の国際的市場としての地位を確固たるものとしていくため、フリー・フェア・グローバルの 3 原則に則った金融システム改革は今後とも着実に進展させていく必要がある。その中核をなす金融システム改革法は、昨年 12 月に施行されたところであり、今後、金融機関がその枠組みを主体的に活用していくことが期待される。

当庁の運営の基本方針

当庁としては、以上の目標に向けて、引き続き市場規律と自己責任原則を基軸とし、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を目指す。また、制度的枠組みの面で、国際標準に沿った会計・ディスクロージャー制度や、利用者の自己責任に対応した商品・サービスの説明責任を巡る議論が進展していることを十分に踏まえ、各金融機関が市場規律と自己責任原則に基づく責任ある経営を確立するよう促していく。その際、銀行、証券、保険等の業態を横断的に検査・監督する職責を有する金融監督庁の特色を活かす。さらに、我が国金融システム全体に対する信認を強化すべく、引き続き不良債権処理に向けた金融機関の努力を促していく。

## 具体的な課題

上記の基本方針の下、当庁の新事務年度における具体的な課題は以下のとおり。

- 1．検査官の増員、統括検査官をトップとする部門制の採用、特別検査官・専門検査官の設置など拡充された検査体制を活用し、専門性の高い深度ある検査を実施する。
- 2．早期是正措置をはじめとする監督上の措置を的確に講じ、各金融機関の自助努力を促す。また、不幸にして破綻が生じた場合には、預金者等の保護と信用秩序の維持に万全を期す。
- 3．検査と検査の間における金融機関の状況の多面的かつ継続的な把握のため、各種リスク情報に関するコンピュータ・システムも活用し、的確なオフサイト・モニタリングを行う。
- 4．西暦2000年が近づいてくる中、検査・監督の両面においてコンピュータ2000年問題への対応を強化する。
- 5．信用組合について、都道府県から国への円滑な事務移管を行うための体制整備を図る。
- 6．金融行政に関する正確な理解を得るとともに、金融業務の実態や金融界の意見・主張を的確に把握していくため、金融機関との緊密な情報交換を行う。
- 7．海外の金融監督当局との連携を強化するとともに、バーゼル銀行監督委員会等における多国間での国際ルールの策定に積極的に貢献する。

(以上)

## 平成 11 事務年度における財務局との主な会議の開催実績

### 財務局長会議

- ・ 第 1 回 (平成 11 年 7 月 22 日 (木))
- ・ 第 2 回 (平成 11 年 9 月 28 日 (火))
- ・ 第 3 回 (平成 12 年 1 月 25 日 (火))
- ・ 第 4 回 (平成 12 年 4 月 25 日 (火))

### 理財部長会議

- ・ 第 1 回 (平成 11 年 10 月 15 日 (金))
- ・ 第 2 回 (平成 12 年 3 月 3 日 (金))

### 財務局検査監理官・金融検査課長会議

- ・ 第 1 回 (平成 11 年 7 月 30 日 (金))
- ・ 第 2 回 (平成 11 年 9 月 14 日 (火))
- ・ 第 3 回 (平成 12 年 3 月 27 日 (月))
- ・ 第 4 回 (平成 12 年 6 月 20 日 (火))

### 地銀・第二地銀担当課長事務打合せ

- ・ 第 1 回 (平成 11 年 7 月 30 日 (金))
- ・ 第 2 回 (平成 11 年 11 月 12 日 (金))

### 貸金業担当課長会議

- ・ 平成 11 年 9 月 14 日 (火)

### 金融監督庁幹部による地方講演会の開催状況

日 程	主催財務局	講 師
11年9月3日	近畿財務局	浜中 金融監督庁次長
9月9日	北海道財務局	日野 金融監督庁長官
9月9日	東海財務局	乾 金融監督庁監督部長
9月10日	東北財務局	日野 金融監督庁長官
9月16日	北陸財務局	藤原 金融監督庁長官官房審議官
9月16日	四国財務局	五味 金融監督庁検査部長
9月17日	中国財務局	五味 金融監督庁検査部長
9月20日	関東財務局	乾 金融監督庁監督部長

資料3-4-1 この1年間の研修の開催実績

研修名	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
新規採用職員研修 (種)	金融監督庁職員としての必要最低限の基礎知識及び金融知識の付与	新規採用職員	金融監督庁 5名	平成12年4月10日～4月18日 実質 7日間	銀行法、証券取引法、財務諸表論 金融の基礎知識、公務員倫理
新規採用職員研修 (・種)	金融監督庁職員としての必要最低限の基礎知識及び金融知識の付与	新規採用職員	金融監督庁 10名	平成12年4月4日～5月19日 実質 31日間	銀行法、証券取引法、財務諸表論 簿記、英会話、公務員倫理
転入職員研修	金融監督庁の機構・業務内容等の基礎的知識の付与	転入職員	金融監督庁 約100名	平成11年7月14日・22日 実質 1日間(2回)	金融監督庁の機構・業務
簿記研修	必要最小限の簿記・会計の知識の付与	全職員	金融監督庁 42名	平成11年8月4日～8月6日 実質 3日間	簿記
英会話研修	海外の監督当局者との折衝や積極的交流に必要な語学力の習得	全職員	金融監督庁 延べ24名	平成11年10月～11年12月 平成12年1月～12年3月 平成12年4月～12年6月 (週2日各2時間程度)	英会話
庁内LAN研修	庁内LANシステムの操作方法等の知識の付与	新規採用職員	金融監督庁 11名	平成12年5月19日 実質 半日間	庁内LANシステム
検査部門関係研修					
金融検査実務初等研修	金融検査に必要な基礎知識の付与及び技術の習得	原則金融検査業務未経験の金融証券検査官	金融監督庁 41名 財務局 100名 計 141名	平成11年8月17日～9月17日 実質 23日間	職員の倫理規程、財務諸表論、金融検査マニュアル、法令等遵守、リスク管理、資産査定事例研究
			金融監督庁 17名 財務局 22名 計 39名	平成12年1月18日～2月17日 実質 22日間	
			金融監督庁 2名 財務局 163名 計 165名	平成12年4月10日～5月17日 実質 25日間	
金融検査実務中等研修	金融関連法令等の専門知識、リスク管理の最新知識の付与及び技術の習得	金融検査業務経験複数年の金融証券検査官	金融監督庁 3名 財務局 45名 計 48名	平成11年12月13日～12月17日 実質 5日間	職員の倫理規程、連結決算制度、金融機関のコンプライアンス、リスク管理、デリバティブ取引、資産査定事例研究

研修名	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
検査部門関係研修					
総合金融高等研修	金融機関の経営実態把握やリスク管理について高度な知識の付与及び技術の習得	主任検査官クラスの金融証券検査官	金融監督庁 6名 財務局 29名 計 35名	平成11年12月13日～12月17日 実質 5日間	職員の倫理規程、連結決算制度、リスク管理、マクロ経済動向、人間関係論、メンタルヘルス、事例研究
監督部門関係研修					
金融事務研修	金融機関の監督に関する専門知識の付与	金融事務担当者	財務局 43名	平成11年10月4日～10月8日 実質 5日間	行政手続法、金融行政上の諸問題 預金保険制度、デリバティブ取引 事例研究、職員の倫理規程
証券事務研修	証券会社等の監督に関する専門知識の付与	証券事務担当者	財務局 19名	平成11年10月4日～10月7日 実質 4日間	行政手続法、証券行政上の諸問題 証券市場、デリバティブ取引、 事例研究、職員の倫理規程
証券取引等監視委員会関係研修					
証券検査基礎実務研修	証券検査に必要な基礎的知識の付与及び技術の習得	証券取引検査官	金融監督庁 3名 財務局 33名 計 36名	平成11年7月21日～8月3日 実質 10日間	検査実務、審査実務、証券取引法 証券取引所規則、事例研究、
強制調査実務研修	強制調査に関して必要な専門知識の付与及び技術の習得	証券取引特別調査官	金融監督庁 9名 財務局 5名 計 14名	平成11年7月21日～8月3日 実質 10日間	犯則調査実務、市場調査、刑法、 刑事訴訟法、証券取引法、証券取 引所規則
取引審査研修	市場監視に必要な法律、商品知識の付与及び技術の習得	証券取引審査官	金融監督庁 5名 財務局 11名 計 16名	平成11年7月21日～7月27日 実質 5日間	審査実務、不公正取引、価格形成 内部者取引、証券取引法、証券取 引所規則
デリバティブ研修 (初級・中級)	最先端の金融技術に関し高度な専門的な知識の付与	全職員	金融監督庁 初級 45名 中級 11名	平成12年1月11日～1月17日 実質 5日間	ファイナンスの基礎概念、スワップ・ フューチャー・オプション取 引の基礎

### 資料 3-5-1 長官会見、次長会見

#### 【長官会見】

11 . 6 . 22 (火)	定例
11 . 7 . 27 (火)	定例
11 . 7 . 29 (木)	クレディ・スイス・グループ等について
11 . 8 . 31 (火)	定例
11 . 9 . 29 (水)	定例
11 . 10 . 19 (火)	定例
11 . 11 . 30 (火)	定例
11 . 12 . 21 (火)	定例
12 . 1 . 25 (火)	定例
12 . 2 . 22 (火)	定例
12 . 3 . 21 (火)	定例
12 . 4 . 18 (火)	定例
12 . 5 . 1 (月)	第一火災海上保険相互会社について
12 . 5 . 23 (火)	定例
12 . 5 . 31 (水)	第百生命保険相互会社について

定例会見：12回

緊急会見：3回

合計 15回(11.6.22～12.5.31までの間)

【次長会見】（全て「定例会見」）

11. 6. 15 (火)	12. 1. 11 (火)
11. 6. 29 (火)	12. 1. 18 (火)
11. 7. 6 (火)	12. 2. 1 (火)
11. 7. 13 (火)	12. 2. 8 (火)
11. 8. 3 (火)	12. 2. 15 (火)
11. 8. 10 (火)	12. 2. 29 (火)
11. 8. 24 (火)	12. 3. 7 (火)
11. 9. 7 (火)	12. 3. 14 (火)
11. 9. 14 (火)	12. 3. 28 (火)
11. 9. 21 (火)	12. 4. 4 (火)
11. 10. 5 (火)	12. 4. 11 (火)
11. 10. 12 (火)	12. 4. 25 (火)
11. 10. 26 (火)	12. 5. 9 (火)
11. 11. 5 (金)	12. 5. 16 (火)
11. 11. 9 (火)	12. 5. 30 (火)
11. 11. 16 (火)	
11. 12. 7 (火)	
11. 12. 14 (火)	

合計 33回 (11. 6. 15 ~ 12. 5. 31までの間)

## 資料 3-5-2 報道発表、国際機関関係の発表

### 【報道発表】

- 11. 6.22 記者会見における長官発言骨子（金融監督庁 2 年目の基本方針と課題）
- 11. 6.22 「金融検査・この 1 年（平成10年度版）」の公表について
- 11. 6.22 地方銀行（64行）に対する検査・考査結果について
- 11. 6.30 第 2 回自動車損害賠償責任保険審議会懇談会（平成11年 6 月14日開催）議事要旨について
- 11. 6.30 金融監督庁における行政委託型法人等に対する総点検の実施計画について
- 11. 7. 1 「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」通達の発出について
- 11. 7. 2 事務ガイドライン（証券会社関係）の一部改正について
- 11. 7. 6 「リスク管理モデルに関する研究会報告書」について
- 11. 7. 9 三井海上火災保険株式会社に対する行政処分について
- 11. 7. 9 日動火災海上保険株式会社に対する行政処分について
- 11. 7. 9 第 3 回自動車損害賠償責任保険審議会懇談会（平成11年 6 月25日開催）議事要旨について
- 11. 7.23 11年 3 月末におけるリスク管理債権等の状況について
- 11. 7.28 「2000年問題対策室」の設置について
- 11. 7.28 「コンピュータ2000年問題に関するコンティンジェンシー・プラン・チェックリスト」の公表について
- 11. 7.29 長官談話（クレディ・スイス・グループ等について）
- 11. 7.29 クレディ・スイス・グループ等に対する行政処分に関連する検査結果について
- 11. 8. 2 野村証券株式会社に対する行政処分について
- 11. 8. 3 「平成11検査事務年度検査基本方針及び基本計画」の公表について
- 11. 8. 7 長官談話（なみはや銀行について）
- 11. 8. 7 なみはや銀行の検査結果について
- 11. 8.10 「金融監督庁の 1 年」の公表について
- 11. 8.11 保険商品に係る届出制の拡大について
- 11. 8.13 非常勤職員の募集について
- 11. 8.26 「2000年問題に関する連絡会」の開催について
- 11. 8.27 平成12年度概算要求について
- 11. 8.31 第106回自動車損害賠償責任保険審議会及び第 4 回懇談会（平成11年 8 月10日開催）議事概要について
- 11. 8.31 保険契約に係る顧客への情報提供の拡充について
- 11. 9. 2 第二地方銀行（56行）に対する検査・考査結果について
- 11. 9. 3 「リスク管理モデルに関する研究会報告書」（平成11年 7 月）について
- 11. 9. 9 保険契約に係る顧客への情報提供の拡充について
- 11. 9. 9 クレスパール証券会社東京支店に対するプリンストン債の販売停止命令について
- 11. 9.10 コンピュータ西暦2000年問題への対応（平成11年 6 月末）について

- 11. 9.17 保険会社と銀行等の相互参入に伴う弊害防止措置について
- 11. 9.21 「金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会」の開催について
- 11. 9.22 「保険規制・監督に関する東京エグゼクティブセミナー」の開催について
- 11. 9.29 クレスパール証券会社東京支店に対する証券業務の停止命令について
- 11. 9.30 事務ガイドライン（預金取扱い金融機関関係）の一部改正について
- 11.10. 2 長官談話（新潟中央銀行について）
- 11.10. 2 新潟中央銀行の検査結果について
- 11.10.15 国際組織犯罪対策 G 8 閣僚級会合について
- 11.10.28 証券取引等監視委員会の勧告に伴うクレスパール証券会社東京支店に対する行政処分について
- 11.10.29 保険契約に係る顧客への情報提供の拡充について
- 11.10.29 保険会社と銀行等の相互参入に伴う弊害防止措置について
- 11.10.29 事務ガイドライン（「金融監督等にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」）の一部改正について
- 11.10.29 事務ガイドライン（「金融監督等にあたっての留意事項について（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）」）の一部改正について
- 11.11. 1 銀行法施行規則等の改正及び告示の制定について
- 11.11. 1 第 5 回自動車損害賠償責任保険審議会懇談会（平成11年10月 7 日開催）議事概要について
- 11.11. 2 保険会社に係る検査マニュアルの整備に向けて
- 11.11. 9 コンピュータ西暦2000年問題への対応（平成11年 9 月末）について
- 11.11.26 第 6 回自動車損害賠償責任保険審議会懇談会（平成11年11月 4 日開催）議事概要について
- 11.11.30 日栄及び商工ファンドに対する融資等の調査結果について
- 11.12. 2 「疑わしい取引の届出制度」に関する説明会の開催について
- 11.12. 3 個別業者に係る報道について
- 11.12. 9 コンピュータ西暦2000年問題への対応（平成11年10月末）について
- 11.12.21 平成12年度機構・定員及び予算（復活結果）について
- 11.12.22 東邦生命保険相互会社に係る保険契約の移転に関する計画の承認について
- 11.12.24 保険会社の財務面の監督上の措置の見直しについて
- 12. 1.17 第 7 回自動車損害賠償責任保険審議会懇談会（平成11年11月30日開催）議事概要について
- 12. 1.18 内外からの規制緩和と要望等に対する検討状況〔中間公表〕について
- 12. 1.18 非常勤職員の募集について
- 12. 1.24 第 8 回自動車損害賠償責任保険審議会懇談会（平成11年12月14日開催）議事概要について
- 12. 1.25 組織的犯罪処罰法施行後のマネー・ローンダリング問題への取組
- 12. 1.27 11年 9 月末におけるリスク管理債権等の状況について
- 12. 2. 4 保険会社の財務面の監督上の措置の見直しについて

- 12. 2. 4 事務ガイドライン（「金融監督等にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」）の一部改正について
- 12. 2.14 第百生命保険相互会社に対する行政処分について
- 12. 3. 1 信用組合検査・監督事務の移管に係る連絡会議の開催について
- 12. 3. 3 市場関連リスク検査における内部モデル等に係るマニュアルの整備について
- 12. 3. 6 南証券（株）に対する破産申し立て等について
- 12. 3.16 損害保険代理店制度の見直しについて
- 12. 3.17 信用金庫等の自己資本比率規制に関する告示について
- 12. 3.21 第107回自動車損害賠償責任保険審議会及び第9回懇談会（平成12年2月9日開催）議事概要について
- 12. 3.21 第108回自動車損害賠償責任保険審議会及び第10回懇談会（平成12年3月7日開催）議事概要について
- 12. 3.24 和光証券株式会社に対する行政処分について
- 12. 3.29 適正な保険契約の締結等を確保するための環境整備について
- 12. 3.30 「貸金業の規制等に関する法律」の一部改正等に伴う政令案及び命令案の概要の公表について
- 12. 3.30 金融会社関係の事務ガイドラインの一部改正について
- 12. 3.31 規制緩和推進3か年計画（改定）の再改定について
- 12. 3.31 事務ガイドライン（「金融監督等にあたっての留意事項について」）の一部改正について
- 12. 3.31 適正な保険契約の締結等を確保するための環境整備について
- 12. 4.14 預金取扱い金融機関等の自己資本比率規制に関する告示等の改正について
- 12. 4.18 「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」の公表について
- 12. 4.25 保険会社に係る検査マニュアル（案）について（保険検査マニュアルワーキング・グループとりまとめ）
- 12. 4.27 「マネー・ローンダリング読本ーその傾向と対策ー」の公表について
- 12. 5. 1 市場関連リスク検査における内部モデル等に係るマニュアルの整備について
- 12. 5. 1 長官談話（第一火災海上保険相互会社について）
- 12. 5. 1 第一火災海上保険の検査結果について
- 12. 5. 1 第一火災海上保険相互会社に対する保険管理人による業務及び財産の管理命令等について
- 12. 5. 2 第109回自動車損害賠償責任保険審議会（平成12年4月12日開催）議事概要について
- 12. 5.11 「「貸金業の規制等に関する法律」の一部改正等に伴う政令案及び命令案の概要の公表について」（命令案関係）のパブリックコメントに対する回答の公表について
- 12. 5.12 適正な保険契約の締結等を確保するための環境整備について
- 12. 5.12 事務ガイドライン（「金融監督等にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」）の一部改正について

- 12. 5.12 第110回自動車損害賠償責任保険審議会（平成12年4月26日開催）議事概要について
- 12. 5.17 クレディ・リヨネ証券会社東京支店に対する行政処分について
- 12. 5.19 金融会社関係の事務ガイドラインの一部改正について
- 12. 5.24 損害保険代理店制度の見直しについて
- 12. 5.24 ドイツ証券会社東京支店に対する行政処分について
- 12. 5.24 勸角証券株式会社に対する行政処分について
- 12. 5.25 個別会社に係る報道について
- 12. 5.29 銀行法施行規則等の改正について
- 12. 5.30 新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）について
- 12. 5.31 長官談話（第百生命保険相互会社について）
- 12. 5.31 第百生命の検査結果について

合計 103件（11.6.22～12.5.31までの間）

【国際機関関係の発表】

- 11. 7. 8 ジョイントフォーラムによる市中協議ペーパーの公表について
- 11. 7.27 バーゼル委員会が信用リスクに関する指針を公表
- 11. 9.16 内部モデル・アプローチに基づいて算出されたマーケット・リスクに対する自己資本賦課の実績（サーベイ対象期間：1998年7月1日～12月31日）
- 11. 9.16 銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化
- 11.10. 5 バーゼル委員会及びIOSCOによる銀行と証券会社のトレーディング及びデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言の公表
- 11.12.15 ジョイント・フォーラムによる最終ペーパーの公表について
- 11.12.16 バーゼル銀行監督委員会及びIOSCOによる銀行、証券会社のトレーディング及びデリバティブ取引に関する1998年のディスクロージャー状況の調査結果
- 12. 1.18 「新たな自己資本充実度の枠組み」（自己資本比率規制改訂案）に関する追加資料
- 12. 1.25 レバレッジの高い業務を行う機関（HLIs）に関するバーゼル銀行監督委員会レポート - 1年目の検証
- 12. 2.29 銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス
- 12. 4. 7 バーゼル銀行監督委員会による国際会計基準のレビュー

合計 11件（11.6.22～12.5.31までの間）

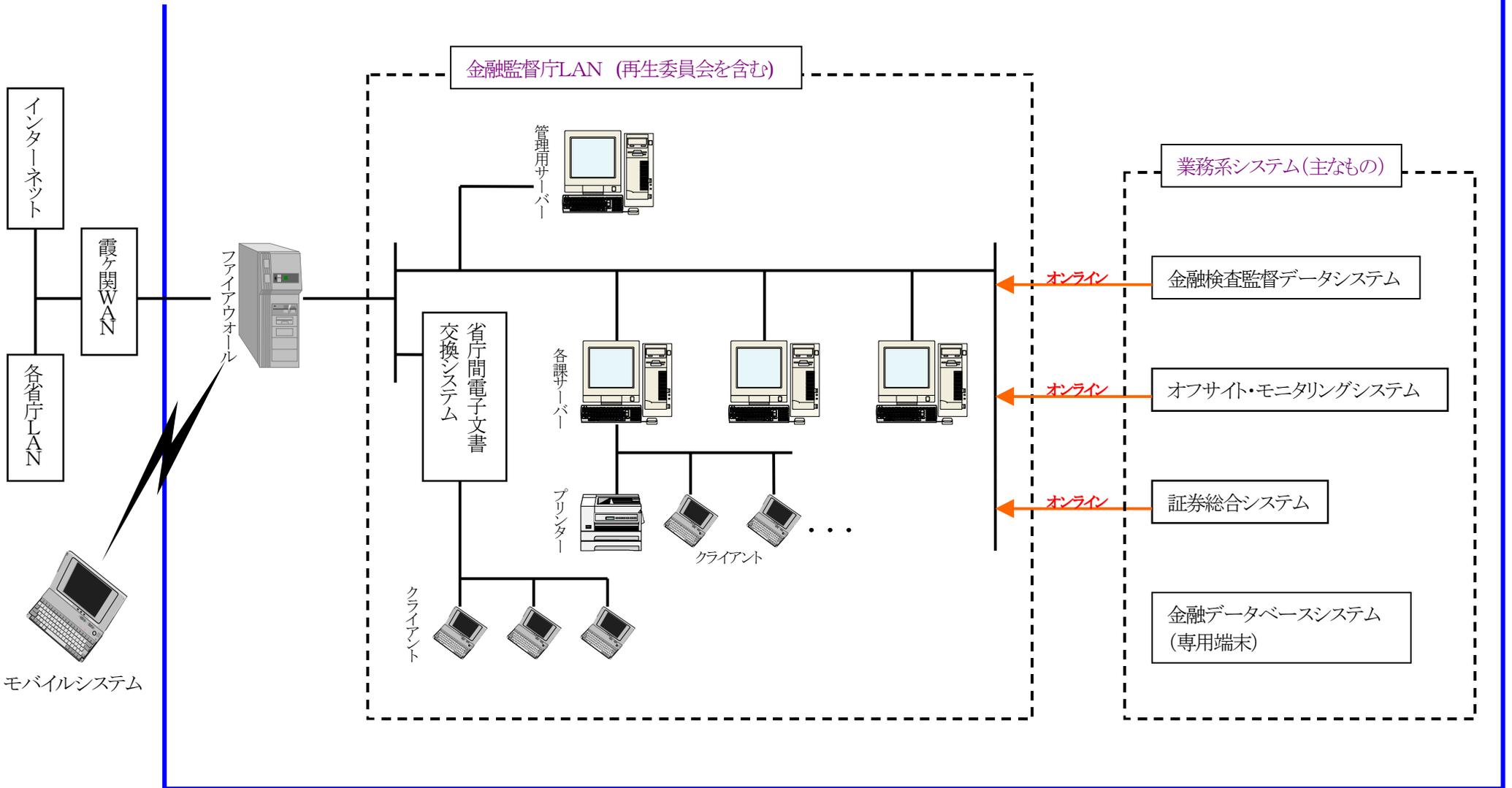
## 意見提出手続（パブリック・コメント）実施一覧

公表日	案 件 名	締切日	入手方法	問い合わせ先
12. 6. 8	投資顧問業者営業保証金規則の改正に係る概要の公表について	12. 6.23	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービス（電話 03-3506-7710）のFAXによる提供	監督部 証券監督課
12. 6. 8	預金取扱い金融機関等の自己資本比率規制に関する告示等の改正について	12. 7. 6	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	監督部 監督総括課
12. 6. 5	証券会社の行為規制等に関する命令等の改正について	12. 6.16	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	監督部 証券監督課
12. 5.30	新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）について	12. 6.30	【金融監督庁】 ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供 【金融再生委員会】 ホームページへ掲載、広報係にて手交	監督部 銀行監督第一課  金融再生委員会 事務局総務課
12. 5.29	銀行法施行規則等の改正について	12. 6.16	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	長官官房企画課
12. 4.25	保険会社に係る検査マニュアル（案）について（保険検査マニュアルワーキング・グループとりまとめ）	12. 5.25	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	検査部 審査業務課

12. 4. 14	預金取扱い金融機関等の自己資本比率規制に関する告示等の改正について	12. 5. 12	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	長官官房企画課 監督部 監督総括課
12. 3. 31	適正な保険契約の締結等を確保するための環境整備について	12. 4. 21	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	監督部 保険監督課
12. 3. 30	「貸金業の規制等に関する法律」の一部改正等に伴う政令案及び命令案の概要の公表について	12. 4. 21	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	監督部 銀行監督第二課 金融会社室 金融会社第1係
12. 3. 17	信用金庫等の自己資本比率規制に関する告示について	12. 3. 27	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	監督部 監督総括課
12. 3. 16	損害保険代理店制度の見直しについて	12. 4. 17	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	監督部 保険監督課
12. 3. 3	市場関連リスク検査における内部モデル等に係るマニュアルの整備について	12. 4. 3	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	検査部 審査業務課
11. 12. 24	保険会社の財務面の監督上の措置の見直しについて	12. 1. 17	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	監督部 保険監督課
11. 10. 29	銀行法施行規則等の改正及び告示の制定に係る概要の公表について	11. 11. 22	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスのFAXによる提供	監督部 監督総括課

11. 9.17	保険会社と銀行等の相互参入に伴う弊害防止措置について	11. 9.29	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスの FAX による提供	監督部 保険監督課
11. 9. 9	保険契約に係る顧客への情報提供の拡充について	11.10. 8	ホームページへ掲載、担当課及び報道係にて手交、音声自動応答サービスの FAX による提供	監督部 保険監督課

# 金融監督庁情報システム概要図



## 金融監督庁行政情報化推進計画

平成12年4月18日  
金融監督庁行政情報化推進委員会決定

金融監督庁における情報化については、平成10年6月の当庁発足以来、当庁LANの構築、パソコンの計画的配備、金融監督庁ホームページの開設など、その推進を図ってきたところであるが、行政の情報化を取り巻く環境は、インターネットの急速な普及や電子商取引の実用化の動きをはじめとして、社会の情報化が急速に進展する中で、大きく変化しているところである。

このような状況を踏まえ、金融監督庁の行政の情報化をより一層推進する観点から、「行政情報化推進基本計画の改定について」(平成9年12月20日閣議決定、以下「基本計画」という。)記の第1の6に基づき、下記のとおり、「金融監督庁行政情報化推進計画」を定める。

### 記

#### 第1 計画の理念及び計画推進の基本方針等

##### 1. 計画の理念

金融監督庁は、発足以来、市場規律と自己責任原則を基軸とし、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を目指すことを運営の基本方針としている。この基本方針を効率的かつ効果的に実現するため行政の情報化を推進し、あらゆる分野への情報通信技術の成果の普遍的な活用とこれに併せた旧来の制度・慣行の見直しにより、事務処理の効率化・高度化と行政サービスの質的向上を図っていくこととする。

##### 2. 計画推進の基本方針

###### (1) 社会の情報化の進展に対応した行政情報化の推進

情報通信技術を活用した国民に対する行政情報の提供、行政手続等に係る国民負担の軽減要請への対応など、行政サービスの質的向上を図る。

###### ① 行政情報の提供等

広報活動を行うに当たっては、インターネット・ホームページ等を活用し、効率的かつタイムリーな行政情報の提供に努める。

ア 金融監督庁において公表される報道発表資料、各種の行政情報について、インターネット・ホームページを活用した情報提供を一層推進するとともに、提供内容の充実やタイムリーな提供に努める。

イ 国民からの意見、要望、問い合わせの受付等についてもインターネット・ホームページを活用する。

ウ 金融監督庁において取りまとめる年次報告や審議会答申については、インターネット等の電子的な手段・媒体による提供を一層推進する。

エ 国民に提供可能な行政情報の所在案内の一環として、引き続き、当庁のインターネット・ホームページに掲載している行政情報を総務庁の総合案内クリアリングシステムに提供する。

## ② 申請・届出等手続の電子化

申請・届出等手続の電子化については、本人確認や電子文書の原本性の確保等の課題の解決を前提に、オンライン化を検討する。また、金融機関等からの報告については、報告提出者の負担軽減の観点から、関係機関とも協議の上、可能なものから電子媒体による報告の徴求やオンライン化を推進する。

なお、「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」(平成 12 年 3 月 31 日 行政情報システム各省庁事務連絡会議了承)を踏まえ、平成 12 年度早期に申請・届出等手続の電子化に関するアクション・プランを策定する。

## ③ ワンストップサービスの実施

ワンストップサービスについては、行政手続の案内情報、申請様式等必要な情報をインターネットホームページへ掲載するなど具体的方策について検討する。

## ④ 調達手続等の電子化

調達手続等の電子化については、「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」(平成 11 年 12 月 28 日高度情報通信社会推進本部決定)の「Ⅱ. 政府調達(公共事業を除く)手続の電子化」に基づき、調達情報の提供、競争資格審査、入札・契約等手続の電子化について検討し、段階的に電子化を推進する。

## (2) 情報通信技術の活用による事務の簡素化・効率化及び行政運営の高度化

金融監督庁における内部管理業務、金融機関等に対する検査・監督業務を含めた広範な業務について、情報通信技術を活用しシステム化を図ることにより、事務の簡素化・効率化を推進するとともに、行政運営の高度化を図る。

また、システムの開発・管理に当たっては、これを一元的に管理する体制を確立し、予算の効率的な使用や効率的・効果的なシステムを構築するよう努める。

### ① 個別業務のシステム化、機能の高度化及びシステム間の連携

ア 金融機関等に対する検査・監督業務について、各種業務のシステム化を推進する。システムの構築に当たっては、原則として、庁内 LAN を活用したシステムとするとともに、システム間の連携を図る。

既存システムについては、協同組織金融機関や保険会社を対象とする機能の追加など、それぞれの業態ごとの検査・監督等の基礎的な情報のデータベース化を進めることに優先度を置きながら、システムの機能の高度化を図る。

イ 効果的な金融検査・監督を行う観点から、各種業務のシステムの統合又は連携を推進する。

ウ 金融機関等からの疑わしい取引の届出については、届出を行う金融機関等の負担軽減等の観点から、可能なものから電子媒体による届出を推進する。

エ 当庁以外の機関にデータを依存している一部のシステムの中で、金融検査・監督上の重要なデータについては、情報の迅速性・正確性等の確保の観点から、当庁が独自に入手する方法を検討する。

オ 人事、会計、厚生等の内部管理業務について、セキュリティの確保等に留意しつつ、制度官庁におけるシステム化の取組等を踏まえ、システム化を推進する。

## ② 文書の管理・流通のシステム化

ア 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)に基づく情報公開の制度化に的確に対応するため、保有する行政文書のファイル目録を電子的に管理する行政文書ファイル管理システムを平成 12 年度中に整備する。

イ 行政文書の適正な管理を行うため、行政文書の保存・管理等の状況を電子的に管理する総合的な文書管理システム及び決裁手続を電子的な方法により行う電子決裁システムを可能な限り早期に整備する。

なお、総合的な文書管理システムは、庁内 LAN システム、省庁間電子文書交換システム及び上記の行政文書ファイル管理システムとも連携するシステムとし、事務の効率化・簡素化と行政コストの削減を図る。

## ③ 情報共有の推進

金融機関等の基礎的情報など利用価値の高い情報について、庁内 LAN を活用して積極的に情報共有を推進するとともに、霞が関 WAN による省庁間の情報共有についても推進する。

## ④ 行政事務のペーパーレス化(電子化)の推進

金融監督庁の内部事務について、「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」(平成 11 年 12 月 28 日高度情報通信社会推進本部決定)に基づき、ペーパーレス化を積極的に推進する。

## ⑤ 民間へのアウトソーシングの推進

「行政情報システム関係業務の外注の推進について」(平成 12 年 3 月 31 日行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承)に基づき、セキュリティの確保と個人情報の保護に配慮しつつ、民間へのアウトソーシングを推進する。

## (3) 行政情報化推進のための基盤整備

### ① 情報通信基盤の整備

ア 総合的な情報化を推進するための共通基盤として、パソコン等情報機器、庁内 LAN を整備・拡充する。

イ 効率的・効果的な金融検査・監督を行う観点から、関係省庁とも協議の上、地方財務局等との間のネットワークの接続について検討する。

ウ モバイルシステムについては、通信機器等の性能の高度化に留意しつつ、十分なセキュリティ対策を講じたうえで、各種データベースの情報検索機能の追加など機能の高度化を図る。

## ② 国際的な標準の採用

### ア ネットワークの標準化

行政機関内におけるネットワーク間の相互接続性・相互運用性を確保するため、通信プロトコルはインターネット・プロトコル(TCP/IP)の採用を基本とするとともに、メールプロトコル等上位のプロトコルについても、国際標準又は事実上の標準(以下「国際的な標準」という。)を採用する。

### イ 電子文書の標準化

行政文書のうち必要なものについて、流通性の確保に留意しつつ、文書構造形式に係る国際的な標準(SGML等)を採用する。また、電子文書の標準化について、パソコンの更新等に合わせて「電子公文書の文書定義(DTD)の統一的な仕様」(平成10年3月31日各省庁事務連絡会議及び行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承)に基づく統一的な文書型定義の利用が簡易に行えるソフトウェアの導入を進める。

## (4) 情報セキュリティ対策の強化

金融監督庁における情報セキュリティ対策については、「ハッカー対策等の基盤整備に係る行動計画」(平成12年1月21日情報セキュリティ関係省庁局長等会議決定)に基づき、情報セキュリティ関連の技術開発の進展をも踏まえつつ、今後とも国内外の信頼が得られる情報セキュリティ水準を確保するよう努める。

また、情報システムについて、「行政情報システムの安全対策の充実・強化について」(平成11年8月3日行政情報システム各省庁連絡会議了承)に基づき、情報システムの安全対策の検討、見直し、改善を不断に行い、安全性・信頼性の充実・強化を進める。

### ① セキュリティポリシーの策定

金融監督庁における総合的・体系的な情報セキュリティ対策を推進するため、情報セキュリティ対策推進会議における議論や今後各省庁向けに策定される「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、金融監督庁情報セキュリティポリシーを策定する。

### ② 安全性・信頼性確保のための対策の向上

金融監督庁の情報システムについて、コンピュータウイルスや不正アクセスからの防護、データ保護やバックアップ機能の強化、アクセス制限、運用管理規程の整備等従来から行っている安全性・信頼性確保のための諸対策をさらに充実・強化するとともに、データの暗号化や指紋等を利用したパスワードの導入の検討を行うとともに、研修の実施などにより利用者へのセキュリティに関する啓発を行い、安全性・信頼性確保のための対策の向上を図る。

### ③ セキュリティ水準の高いシステムの構築

新たなシステムを構築する場合及び既存のシステムの更新を行う場合には、それぞれのシステムに応じた十分なセキュリティ水準の製品や技術等を利用することにより、セキュリティ水準の高いシステムの構築を図る。

#### ④ 監視・緊急対処体制の整備・強化

不正アクセスやコンピュータウィルスの発生等外部からの不正侵入等を監視するため、不正アクセス検知システムの導入を検討するとともに、内部からの情報流出等を監視するため、利用履歴管理システム等の導入を図り、監視体制を強化する。

また、セキュリティポリシーに基づき、緊急事象発生時に的確かつ迅速に対処するため、当庁内部における緊急事象発生時の対応手順・方法についてマニュアル化を図る。

#### ⑤ システム監査・評価

情報システムの安全性・信頼性の確保を図るため、外部監査・評価機能の活用を含め、システム監査・評価をする。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 12 年度(2000年度)から平成 14 年度(2002年度)までの 3 年とする。

## 第 2 行政情報化の推進体制等

### 1. 情報化推進体制の確立等

- (1) 長官官房審議官を情報統括責任者とし、情報統括責任者を委員長とする金融監督庁行政情報化推進委員会の場を通じて、本計画を着実に実現し、金融監督庁における総合的・計画的な行政情報化を推進する。
- (2) 総務庁主催の情報システム統一研修への職員の派遣や当庁内の情報システム関連研修の充実等により、職員の情報リテラシー、情報モラルの向上を図る。また、情報システムの運用管理に係る技術的支援要員については、民間の技術者の活用を図る。

### 2. 省庁間及び庁内の連携

- (1) 行政情報システム各省庁連絡会議等の場に積極的に参加し、省庁間の連携を強化することにより、政府全体の行政情報化推進計画の総合的・計画的な推進に寄与する。
- (2) 金融監督庁行政情報化推進委員会幹事会等の場を活用するなどにより、システム担当部門、利用部門及び会計担当部門間の密接な連携を図り、当庁における行政の情報化を総合的・計画的に推進する。

### 3. 推進状況のフォローアップ

本推進計画は、基本計画の見直し、情報化の進捗状況及び社会全体の情報化の進展状況等を踏まえ、必要に応じ見直す。

また、金融監督庁行政情報化推進委員会において、本推進計画の実施状況のフォローアップを行う。